

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

沿革

昭和30年(1955年)創業

資本金・株式(平成15年7月末日現在)

イ)資本金 1億円

ロ)発行済株式総数 200万株

ハ)株主(持株比率)

谷昇及びその親族	100万500株(50.03%)
津松菱商事(株)	46万5000株(23.25%)
従業員等持株会、現・元従業員等	31万8250株(15.91%)
その他取引先等	21万6250株(10.81%)

本社・事業所

イ)本社

三重県津市東丸之内4番10号

ロ)事業所(店舗)

上記同所

経営者

代表取締役 谷昇

従業員の状況

従業員数 188名(平成15年7月末日現在)

企業グループ

イ)(株)東海物流

対象事業者の100%子会社。対象事業者が取り扱う商品の発送・包装等を業としている。

ロ)津松菱商事(株)

対象事業者及び谷昇の持株比率100パーセント。対象事業者の従業員向け

保険代理店業を営んでいる。

2 事業の概要

創業以来、津市内唯一の百貨店として百貨店業を営んでいる。

3 財務内容(平成 15 年 2 月期)

売上高: 9,089 百万円

営業利益: 33 百万円

経常利益: 47 百万円

当期利益: 121 百万円

借入金総額: 9,555 百万円

4 主要債権者

百五銀行、商工中金、みずほ銀行

第2 支援申込に至った経緯

対象事業者は、郊外型ショッピングセンターの台頭に対抗するべく、平成 5 年 10 月、金融機関より借入を行い、売場面積を従来約 2 倍にする増床を実施した。

しかし増床部分において採用したショッピングセンター型の販売政策が奏功せず、バブル崩壊による個人消費の低迷もあり、売上は伸び悩んだ。他方、増床時に行った借入による有利子負債が対象事業者の財政を圧迫している状況にある。

かかる状況において、対象事業者及びメイン銀行は、過剰な有利子負債を解消するとともに、経営戦略を抜本的に見直して事業の再生を図るべく、産業再生機構に支援申込を行った。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

個人消費が増勢に転ずる可能性は乏しく、売上の急改善を望めない現状に鑑み、収益性の改善を軸にした事業計画を策定。主なポイントは以下のとおり。

商品戦略の改革

1 階から 4 階を女性客向け商品の売場とすることで、顧客ターゲットの明確化を

行うとともに、従来、集客力が低かった売場を一掃するなどして、商品面における「選択と集中」を徹底する。

販売員の外部化

売場構成見直しに際し、テナントを積極的に導入するなどして、販売員を外部化するほか、物流業務の内製化等により経費削減を図る

2 組織再編等

スポンサーによる支援

フェニックス・キャピタル(株)が運営するジャパン・リカバリー・ファンド(以下「スポンサー」という。)が、6億円の現金出資を行うこと等により、対象事業者の株式の大半を保有する。

事業の合理化・スリム化

グループ会社である(株)東海物流及び津松菱商事(株)を清算し、業務の合理化・スリム化を図る。

3 債権者への支援依頼事項

金融機関に対し、約71億円の金融支援を依頼する。

なお、仕入先等の一般商取引債権者に対しては、債務免除等を依頼するものではない。

第4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本利益率が2%ポイント以上、有形固定資産回転率が5%以上、及び、従業員一人あたり付加価値額が6%以上、それぞれ向上することとなる。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は10倍以内となり、かつ、経常収支は経常支出を上回ることとなる。

3 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、本事業再生計画を実施した場合

の当該債権の価値を下回るものと見込まれる。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

本事業再生計画の実施により、会社は健全な財政状態となり、金利負担能力において問題を生じない。また、本事業再生計画の実施により、対象事業者における有利子負債のキャッシュフローに対する比率が、同業の他の上場企業と比較し遜色のないものとなることから、3年以内のリファイナンス等の可能性が十分に認められる。

5 過剰供給構造の解消との関係

本事業再生計画の実施により、対象事業者の供給能力の増加が図られるものではないため、本事業再生計画は、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第15条の「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」と判断される。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者は、今後ただちに対象事業者の労働組合「津松菱労働組合」と協議を行う予定である。

第5 経営者の責任

現代表取締役谷昇は取締役を辞任し、今後一切対象事業者の運営に関わらない。現取締役谷政憲も取締役を辞任。いずれも役員退職慰労金の受領を辞退するとともに、所有株式は無償消却する。

第6 株主責任

従来株主保有株式の90%につき減資を行うとともに、10株を1株に併合する。スポンサーの出資によりスポンサーが株式の大半を保有する。

以 上